

総量規制基準の適用期日

○化学的酸素要求量

特定施設の届出日	時 期	
	R4.12.1	R6.4.1
S55.6.30 以前からあるもの	第 8 次基準適用期間 $(C_c \times Q_c \text{ 又は } C_{co} \times Q_{co})$	第 9 次基準適用 $(C_c \times Q_c \text{ 又は } C_{co} \times Q_{co})$
S55.7.1～H3.6.30 における新增設分	第 8 次基準適用期間 $(C_{ci} \times Q_{ci})$	第 9 次基準適用 $(C_{ci} \times Q_{ci})$
H3.7.1～R4.11.30 における新增設分	● 第 8 次基準適用期間 $(C_{cj} \times Q_{cj})$	第 9 次基準適用 $(C_{cj} \times Q_{cj})$
R4.12.1 以降の新增設分		● 第 9 次基準適用 $(C_{cj} \times Q_{cj})$

備考 ●は、事業場が特定施設を新・増設した時点を表す。

○窒素含有量及びりん含有量

特定施設の届出日	時 期	
	R4.12.1	R6.4.1
H14.9.30 以前からあるもの	第 8 次基準適用期間 $(C_n \times Q_n \text{ 又は } C_{no} \times Q_{no}, C_p \times Q_p \text{ 又は } C_{po} \times Q_{po})$	第 9 次基準適用
H14.10.1～R4.11.30 における新增設分	● 第 8 次基準適用期間 $(C_{ni} \times Q_{ni}, C_{pi} \times Q_{pi})$	第 9 次基準適用
R4.12.1 以降の新增設分		● 第 9 次基準適用 $(C_{ni} \times Q_{ni}, C_{pi} \times Q_{pi})$

備考 ●は事業場が特定施設を新・増設した時点を表す。